

# 井田つくし第4子ども育成会会則

## 第1章 総則

- 第 1条 本会は 井田つくし第4子ども育成会と称する。
- 第 2条 本会は井田つくし第4子ども会会員の心身の健全なる育成を目的とする。
- 第 3条 本会の主たる事務所は会長宅に置く。
- 第 4条 本会の会員は子ども会員の保護者、井田共和国第4町会に居住する成人に達した者、及び地区外に居住する者で、井田つくし第4子ども会の育成に熱意を有する者を以って組織する。

## 第2章 組織及び事業

- 第 5条 本会の目的のため 次の一局三部を置く事ができる。  
事務局 ・ 体育部 ・ 文化部 ・ 安全部
- 第 6条 本会の事業は役員の出席の過半数を以って決定する。

## 第3章 役員

- 第 7条 本会は 次の役員を置く。  
顧問数名 ・ 相談役 ・ 町会青少年部長 ・ 会長 ・ 副会長数名 ・ 書記2名 ・ 会計2名 ・ 幹事2名 ・ 班長数名 ・ スタッフ委員 ・ 連合会理事数名。
- (1) 会長は総会に於いて会員中より選出し会務を総理し、本会を代表する。
  - (2) 副会長は総会に於いて選出し 会長事故ある時は会務を代行する。
  - (3) 書記は本会事務の一切を処理し記録の保持を務る。
  - (4) 会計は本会の会計事務の一切を処理し備品の保管に当たる。
  - (5) 幹事は会計及び備品の監査に当たる。
  - (6) 班長は所属する班をまとめ、行事等を執行する。
  - (7) 班長 及び スタッフ委員は各班会員より選出する。
  - (8) スタッフ委員は班長の補佐をし、引率 及び 行事の運営に参加する。

- 第 8条 役員の任期は1年とし 再任を妨げない。

## 第4章 会議

- 第 9条 会議は 総会 ・ 三役会 ・ 委員会等とする。  
総会は 毎年3月とし下記事項を審議する。
- (1) 決算並び会務の報告。
  - (2) 総会は必要に応じ臨時に召集する事が出来る。

- 第 10条 総会の審議は 出席者の過半数を以って決定する。

## 第5章 会計

- 第 11条 本会の会計は 子ども会費と町会の助成金を以ってこれに当てる。
- 第 12条 本会目的達成のため 必要ある時は賛助会費を求めることが出来る。
- 第 13条 本会の会計年度は 毎年2月1日に始まり翌年1月末日迄とする。  
注 (事業年度 4月1日～翌年3月31日)

## 第6章 慶弔

- 第 14条 本会会員が死亡した時は弔意金を贈る。

## 第7章 付則

- 第 15条 本会会則は 昭和53年4月1日より施行する。  
第7条、第9条 の変更内容は 平成24年4月1日より効力を発する